

# 事務所通信

2021年1月

中山貴子社会保険労務士事務所



本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1月も早、3分の2が過ぎてしまいましたが、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新年号で、元気をお届けしたい思いがいっぱいなのですが、昨年の秋ごろからコロナによるストレスのせいか、アレルギーによる肌荒れに悩まされ、調子が出ない今日この頃です。アレルギー源の1つであるハウスダストを除去すべく、事務所用に初めてお掃除ロボット「ルンバ」600シリーズ（一番安いシリーズ）を購入しました（右下写真）。早速使ってみたところ、毎日、掃除機をかけているにもかかわらず、結構なホコリが吸引されていました！ルンバの口コミを見ると結構ひどく、読んでみると、「物が多いと掃除できない」、（うーん、それは当たり前 ← 私の声）、「ペットと共存できない」、（出来るようになったらすごい ←）等と書かれています。「大切な家具にガンガンぶつ

つる」、...というのは納得です。弊所の場合、ルンバが可愛い観葉植物達にガンガンぶつかって行く姿には心を痛めます。とはいうものの、機械的にまんべんなくホコリ類を掃除してくれるのは、やはり機械の良さかと思えます。新年号からつまらない内容になってしまいました。

さて、今月号の内容ですが、今年はいなナンバーカードと健康保険証が一体化する予定です。マイナンバーカードがあれば既にコンビニでは23時まで住民票を取得することができ便利になりました。

また、テレワーク推進に伴い、通信料等の手当を支給する場合の非課税相当額の計算方法が明確にされました。テレワーク手当等の支給を見直す場合は必見の情報です。

〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-8石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士 中山貴子

## 記事内容

### ■トピックス

・ マイナンバーカードの健康保険証利用開始予定。

### ■法改正等

・ 在宅勤務における「通信料」や「電気料金」の非課税相当額の計算方法が明確になりました！

↓ルンバ



## 2021年3月(予定)から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす  
カード読み取りを簡単に行えます。  
※読み取りは無料に設定されています。

2 オンラインであなたの健康保険資格を確認！  
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により健康保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！  
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要ですが、利用の申込は、マイナンバーカードができます。  
※マイナンバーカードのマイナンバーと健康保険のマイナンバーが紐づけられている必要があります。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません！  
マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップのマイナンバー(12桁の数字)は使われず、マイナンバー(12桁の数字)は使われず、マイナンバー(12桁の数字)を照らし合わせる必要はありません。ご自身の健康保険がマイナンバーと紐づけられることありません。  
※マイナンバーは、マイナンバーカードの個人情報は含まれません。

### 1 どんないいことが? 6つのメリット

- 健康保険証としてすっと使える!**  
マイナンバーカードを提示し、保険や転職、引越ししても保険証の切替を待たずにカードで受給できます。  
※健康保険への加入の届けは引き続き必要です。
- 健康保険の資格確認がスピーディに!**  
カードリーダーにかざせば、スムーズに健康保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
- 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!**  
健康保険証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。  
※医療機関の医療費負担等については要領の提示が必要です。
- 健康管理や医療の質が向上!**  
マイナンバーで、2021年3月(予定)から自分の健康診断結果、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。  
※本人が同意をすれば、医療機関によって情報連携が実現します。
- 健康保険の事務コストの削減!**  
健康保険の請求書や未収金が減少するなど、健康保険等の事務処理のコスト削減につながります。
- マイナンバーカードで医療費控除も便利に!**  
マイナンバーカードを活用して、ご自身の医療費控除を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年10月(予定)から、健康保険の手続きで、マイナンバーを通じて自動入力が可能になります。

## 【トピックス①】マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります（3月～予定）

いよいよ今年からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。利用するためには、事前申込が必要です。私もさっそくマイナポータルから申込を試みたのですが、スマホが古くて対応できないようです(-\_-;)。PCからの申込にはICカードリーダーが必要です。

### ■タイムスケジュール

- ・3月～ 医療機関や薬局などで、順次利用可能に！マイナポータルで順次**特定検診情報の閲覧**が可能に！
- ・10月～ マイナポータルで、**薬剤情報・医療費情報の閲覧**が可能に！
- ・2021年分確定申告～ 医療費控除申告で、マイナポータルを通じ**医療費情報の自動入力**が可能に！

### ■マイナンバーカードの健康保険証利用でどのようなメリットがあるのか

- ① 病院や薬局で、カードリーダーにかざせば**資格確認**が出来る。（顔認証またはPW入力）
- ② **高額療養費の限度額適用**が自動的になされる。
- ③ マイナポータルで、「**特定検診情報**」や「**薬剤情報**」が確認できる。また、本人の同意があれば、医療機関等で医師等にそれらの情報を提供できるため、受信時に説明せず情報の共有ができる。
- ④ 「**医療費情報**」がカードと結びつくため、医療費控除がマイナポータルで自動入力できる。

※「**診療情報**」がマイナンバーカードと紐づくことはありません。



## 【法改正】在宅勤務における「通信料」や「電気料金」の非課税相当額の計算方法が明確になりました。

企業が従業員に「在宅勤務手当」を支給した場合、「**在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法**」により支給する一定の金銭については、非課税扱いとして認められます。

今回この、非課税扱いとなる「通常必要な費用を精算する方法」の計算式が次の通り、明確にされました。

### 【通信料の場合】

従業員が負担した	その従業員の1か月の在宅勤務日数	1
1か月の基本使用	×	×
料や通信料等	該当月の日数	2

### 【電気料金の場合】

従業員が負担した1か月の基本料金や電気使用料	×	業務のために使用した部屋の床面積	×	その従業員の1か月の在宅勤務日数	×	1
		自宅の床面積		該当月の日数		2

### たとえば通信料の場合

従業員の4月のスマホの「基本使用料+データ通信料」が4,000円で、「業務利用通話料（通話明細書より）」が500円で、企業が5,000円の通信手当を支給した場合（在宅勤務日数は15日）

$4,000円 \times 15日 / 30日 \times 1 / 2 = 1,000円$ （1円未満切上）と通話料実費の500円 = **1,500円**が**非課税相当額**となり、 $5,000円 - 1,500円 = 3,500円$ が**課税相当額**となります。

つまり、在宅勤務日数分の通信費の**半分**が仕事で使用したものと認められることになりました。（毎月の在宅勤務日数により変動するのが実務上のネックになりそうです。）

従業員の方には、上記費用相当額の申請の際に、支払額を証明するための**領収書等**を添付して提出してもらうことが必要となります。

- 1月15日国税庁発表：在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>